

(平成20年12月26日条例第29号)

京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が貸与した地域改善対策奨学金等の返還の債務(以下「債務」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 学校 高等学校(中等教育学校の後期過程、特別支援学校の高等部並びに学校教育法等の一部を改正する法律(平成18年法律第80号)第1条の規定による改正前の学校教育法第1条に規定する盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の高等部を含む。)、高等専門学校、短期大学又は大学をいう。

(2) 地域改善対策奨学金等 次に掲げる奨学金及び資金をいう。

ア 旧地域改善対策特別措置法施行令第1条第34号の規定による地域改善対策事業として、本市が大学に在学する者に貸与した奨学金並びに入学時における通学用品及び学用品の購入のための資金(以下「購入資金」という。)

イ 旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第26号の規定による地域改善対策特定事業として、本市が学校に在学する者に貸与した奨学金及び購入資金

ウ 本市の区域内の旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する対象地域に居住する者の就学を奨励するため、本市が学校に在学する者に就学奨励金として貸与した奨学金及び購

入資金

(3) 借受者 地域改善対策奨学金等の貸与を受けた者をいう。

(債務の取扱い)

第3条 平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務については、その全部を免除する。

2 前項の場合を除くほか、市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、別に定めるところにより、その債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 心身の著しい障害その他やむを得ない理由により地域改善対策奨学金等を返還することができなくなったと認められるとき。

(3) 借受者又はその属する世帯が地域改善対策奨学金等を返還することが著しく困難であると認められるものとして別に定める基準に該当するとき。

3 借受者は、前項第2号又は第3号の規定により債務の免除を受けようとするときは、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、毎年1回、前3項の規定による債務の取扱いに関する措置の内容を次条に規定する委員会に報告しなければならない。この場合において、当該委員会は、当該報告に係る事項について、市長に対し、意見を述べることができる。

(奨学金等返還事務監理委員会)

第4条 前条第4項の規定により報告を受け、意見を述べるとともに、債務の取扱いに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、京都市奨学金等返還事務監理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第7条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19年度債務（その返還すべき期間の初日が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間にある債務をいう。以下同じ。）及び平成20年度債務（その返還すべき期間の初日が同年4月1日から平成21年3月31日までの間にある債務をいう。以下同じ。）を返還すべき期限は、あらかじめ定められた期限にかかわらず、これをこの条例の施行の日から平成22年3月31日までの間において別に定める日とする。

- 3 市長は、平成19年度債務及び平成20年度債務について、別に定めるところにより、その返還を猶予することができる。

- 4 市長は、平成19年度債務又は平成20年度債務がある借受者が第3条第2項第1号若しくは第2号に該当するとき、又は当該借受者若しくはその属する世帯が地域改善対策奨学金等を返還することが著しく困難であると認められるものとしてこの条例の施行前における債務の取扱いに準じて別に定める基準に該当するときは、別に定めるところにより、当該借受者の平成19年度債務又は平成20年度債務を免除することができる。
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。